○経済産業省告示第百十一号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二十一条の規定による届出があったので、同法第四十八条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月十六日

経済産業大臣　海江田万里

(一)	国内登録検査機関の名称	一般財団法人日本文化用品安全試験所
(二)	特別特定製品の区分	乳幼児用ベッド及びライター
(三)	変更前後の事業所の名称及び所在地	東京事業所（東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号） 大阪事業所（大阪府大阪市東住吉区田辺三丁目十九番十四号） ↓ 東京事業所（東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号） 大阪事業所（大阪市東大阪市水走三丁目六番十四号）
(四)	変更後の事務所の名称及び所在地	東京事業所（東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号） 大阪事業所（大阪市東大阪市水走三丁目六番十四号）
(五)	変更年月日	平成二十三年五月十六日

○国土交通省告示第四百七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年五月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道375号改築工事（東広島・呉自動車道）（広島県東広島市西条町馬木地内から同市黒瀬町乃美尾字ナマツ原地内まで及び同市黒瀬町楢原字鷹原地内から同市黒瀬町津江字新寺地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　広島県東広島市西条町馬木、黒瀬町宗近柳国字塔ノ平、字ガガラ山、字聖原、字水落山、字呉ケ谷及び字下モ原、黒瀬町南方字岩幕山及び字池ノ上、黒瀬町乃美尾字新池谷及び字ナマツ原、黒瀬町楢原字鷹原、字鷹巣、字源六原及び字猿取、黒瀬町兼広字松ケ原、字イケノ段、字ヱケノ段、字大幸開、字鷹巣原、字イゲノ段、字鷹ノ原、字鷹ノ巣、字成ケ畝、字鷹巣及び字南丸子山並びに黒瀬町津江字イラスケ麓鷹ノ巣、字女男岩、字鷹之巣、字深谷、字向原及び字新寺地内

２　使用の部分　広島県東広島市西条町馬木並びに黒瀬町宗近柳国字塔ノ平及び字ガガラ山地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県東広島市高屋町溝口地内の高屋ジャンクション・インターチェンジから呉市阿賀中央五丁目地内の阿賀インターチェンジ（仮称）までの延長32.8㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道375号改築工事（東広島・呉自動車道）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間のうち東広島市西条町馬木地内から同市高屋町溝口地内までの区間は同法第13条第１項の指定区間に該当し、また、それ以外の区間は同項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条第１項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道375号（以下「本路線」という。）は、呉市を起点とし、東広島市、三次市等を経て大田市に至る延長179.3㎞の主要幹線道路である。

本路線の沿線のうち、広島県呉市及び東広島市（以下「本地域」という。）は、多数の工業団地が立地し、電気・精密機器、自動車部品、鉄鋼等の製造が盛んな地域であり、製造された工業製品は重要港湾である呉港、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線（以下「山陽自動車道」という。）、広島空港等を利用して全国へ輸送されている。

しかしながら、本地域にはこれら物流等を担う主要幹線道路が本路線しかないことから、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等の通過交通と地域内交通とがふくそうしており、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、安全かつ円滑な自動車交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、東広島市黒瀬町乃美尾地内で20,231台／日であり、混雑度は1.50となっている。

本件事業の完成により、山陽自動車道等と一体となって広島県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性が確保され、物流の効率化が図られるなど、沿線地域の産業及び経済の発展に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することにより、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である広島県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成２年10月に大気質、騒音等に関する環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年７月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり遮音壁の設置を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカの飛翔及び営巣、クマタカ及びハヤブサの飛翔、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛翔及び営巣が確認されている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているコバネアオイトトンボ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカスミサンショウウオ、オグマサナエ等の生息が確認されている。オオタカについては、営巣場所の直近はトンネル区間であることなどから、繁殖に及ぼす影響は小さいとされているが、起業者は継続的にモニタリング調査を実施し、必要に応じ工事車両の立入制限等の措置を講じることとしている。クマタカ及びハヤブサについては、営巣は確認されておらず、計画路線周辺に不定期に飛来する程度であることなどから、影響がないとされている。サシバについては、生息環境の一部を改変するが、営巣地は計画路線から離れていることから影響は極めて小さいとされている。コバネアオイトトンボ、カスミサンショウウオ及びオグマサナエについては、生息環境は計画路線により消失するものではなく、工事施工時は濁水の流出を軽減するなどの保全措置を講じることから影響は極めて小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキキョウ等の生育が確認されているが、生育環境が計画路線により消失するものではないことから影響はないとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が７箇所存在するが、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。